

番号	該当資料名	項目	質問内容	回答
1	募集要領	P2 1指定管理料(2)上限額	指定管理料の上限設定が以下のとおり、令和2年公募時の年額上限額よりは増額になっているが市が設計する増額費目及び可能な限り物価上昇率を詳細にご教示ください。R2年公募時上限額122,320,000円(税込み)→ R7年公募時上限額143,900,000円(税込み)の差額21,580,000円が増額。但し、以下の精算対象となる費用分(4,524,000円)が含まれているため、提案額が上限設定の場合でも実質は指定管理者の経費に充てることができる増額分は、17,056,000円となる。この増額の主費目毎の増額割合と増額事由についてご教示ください。 《特別利用減免分》 現期間11,000,000円→次期間以降12,000,000円 差額＋1,000,000円 《修繕費》 現期間 5,500,000円→次期間以降 6,000,000円 差額 ＋500,000円 《受託事業費》 現期間34,485,000円→次期間以降37,509,000円 差額＋3,024,000円 計 ＋4,524,000円	今回の指定管理料上限額積算にあたり、増額した項目については、人件費、光熱水費、修繕料、通信運搬費、委託料、受託事業費、租税公課となります。このうち修繕料、受託事業については精算対象となります。人件費および委託料につきましては、現指定管理期間内における最低賃金の上昇率を加味し、今後も同程度推移するものと見込んで積算しています。 光熱水費については、今後の増加傾向が不透明であるため、上昇率は加味しておりません。上昇分についてはリスク分担のとおりとなります。現指定管理期間の実績を元に算定していますが、LED化や空調改修に伴い削減されると見込まれるものについては年間使用量約35%を算定より除外しております。 通信運搬費については、現指定管理期間の実績を参考にし、増額しております。 租税公課については、令和7年4月1日の使用料改定に伴い、増額したもののについて、消費税納税額が増加する見込として算定しております。
2	業務仕様書	P.2 1管理対象施設	ネーミングライツを導入した場合の考え方について、看板や市が印刷する利用者登録カード等は市当局又はパートナー契約先が全額費用負担するものと思われますが、指定管理者が作成するウェブページ、各種封筒やチケット袋などの印刷物の修正が必要な場合も指定管理料ではなく市当局又はパートナー契約先が費用負担いただけたと考えてよろしいか？ また、ネーミングライツへの応募企業であるか否かが今回の選定基準に影響することがありますか？	「日進市ネーミングライツ導入ガイドライン 13 費用負担」のとおりです。 費用負担も含め変更可能な表示について協議の上行きます。なお、市の印刷物については原則として、新規及び刷り増しする物から変更します。なお、指定管理者が作成するウェブページの修正については、令和8年3月31日までにネーミングライツパートナー契約者が決定している場合は指定管理者が対応するものとします。 ネーミングライツへの応募については、指定管理者募集要領 表1 第1次審査の審査基準にある「地域貢献」として加算要件対象になると考えております。
3	業務仕様書	P.17 6社会教育推進事業	「二十歳の集い」開催について、全対象者の個人情報や近況など個人情報保護法に抵触することなく指定管理者に公開されると考えてよろしいか？ また、開催にあたり市民会館指定管理者が全運営を代行する場合、次の点をご教示ください？ (1)対象者への案内費用(通信費)や記念品の選定及び購入費用は指定管理料に含まれますか。 (2)式典等の来賓者との連絡・調整も業務に含まれますか。 (3)開催に係る人件費など同事業費はいくらで算出されていますか。	個人情報保護法については、指定管理者募集要領第4 関係法令等の遵守 1 関係法令等に記載のとおりです。 指定管理者募集要領第4受託事業等に係る業務の基準 6社会教育推進事業の記載のとおりです。 (1)対象者への案内費用はお見込みのとおりです。現状記念品は協賛品で対応し予算化しているものではありません。 (2)市と協議の上、市での対応が必須の場合以外は指定管理者の業務に含まれるものとします。 (3)人件費は一つの事業のみでの積算ではないため算出できませんが、人件費を除く事業費として約83万円で算出しています。
4	業務仕様書	P2 5 4光熱水費について	電気料金の算出にあたり令和7年度に館内LED照明改修されたが、これにより消費電気量(使用量)がどの程度、減少すると設計されているかご教示ください。	電気料金について、市民会館においてはLED照明改修のみでなく、空調改修も加味し、メーカーからの試算に基づき年間使用量を約35%削減して指定管理料の算定を行っております。
5	業務仕様書	P29 5(2)損害賠償責任保険の加入について	前回の業務仕様書と比較し、損害賠償に関する別途保険加入や個別損害補償額の要件基準の記載が削除されましたが、加入要件自体が消滅したと考えてよろしいか？	加入および要件については指定しませんので、各指定管理者の判断としてください。 なお、仕様書記載のとおり、指定管理業務については市が加入する「全国市長会総合賠償補償保険」の対象となります。
6	業務仕様書	P27 7 精算項目(1)特別利用に係る施設使用料	減免補填について「実績(電気料金を除く、その他使用総額)に施設稼働率を乗じた金額を精算する」とあるが何故、稼働率が適用されるのか根拠等をご教示ください。	減免対象となる利用については、利用がなかった場合に確実に一般利用が入るものではなく、通常の稼働率に準じた利用が入るものとし、精算対象としております。
7	業務仕様書	P16 3文化芸術推進事業	「日進市民美術展覧会」及び「にしん子どもアート展」では賞の選定や表彰式を行うとあるが、賞状の作成、記念品の準備・購入費用等もすべて実施対象となるのか、また受賞者選定に伴う審査員の委任や報酬支払いも費用に含まれるのかご教示ください。	お見込みのとおりです。ただし、賞状の交付申請、審査員の委任については、市と協議の上、実施する予定です。